

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称：容器包装再商品化法、容器包装リサイクル法、容り法）

（平成 7 年法律第 102 号）（平成27年8月1日（基準日）現在のデータ）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407AC0000000112>

e-Gov（施行令）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407C00000000411_20191214_501C0000000088（令和元年政令第 88 号による改正）

e-Gov（施行規則）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407M50000740001_20230401_505M60001740001（令和 5 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号による改正）

e-Gov（省令「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令」）：

<https://www.env.go.jp/recycle/yoki/law02/pdf/06.pdf>（令和 5 年経済産業省・環境省令第 1 号による改正）

環境省 HP：https://www.env.go.jp/recycle/yoki/a_1_recycle/index.html

容器包装リサイクル法関連法令：<https://www.env.go.jp/recycle/yoki/law02/>

日本容器包装リサイクル協会 HP：<https://www.jcpra.or.jp/container/tabid/945/index.php#Tab945>

紙製容器包装リサイクル推進協議会 HP の Q&A：<http://www.kami-suisinkyo.org/QA.html>

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p101。

商品の容器（紙製、プラスチック製の瓶や袋を含む）を製造・輸入する事業者が「特定容器製造等事業者」として適用を受ける法律です。ただし常時使用する従業員数が 20 人以下であって、すべての事業の売上高の総額が年間 2 億 4,000 万円以下である場合は適用されません。小売販売を業とする者が販売する際に使用する包装紙、書店で付される書籍のブックカバーも「特定包装」として法の対象ですが、「特定容器」ではないため製造事業者には再商品化の義務はありません。ただし、小売販売を業とする者が販売する際に使用する包装紙が 1,300cm²を超える場合には、紙マークを表示する必要があります。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	目的
第 4 条	（事業者及び消費者の責務） 事業者及び消費者は、繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。	責務規定
第 12 条第 1 項	（特定容器製造等事業者の再商品化義務） 特定容器製造等事業者は、毎年度、主務省令 ^{解釈上の注釈 1} で定めるところにより、その製造等をする特定容器（第 18 条第 1 項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される特定容器を除く。以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。 （解釈上の注釈 1）省令参照。引用省略。	義務